HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イギリス革命期ロンドンにおける教区の役員についての一考察 ： シティとウエストミンスターを比較して
Author(s)	菅原, 秀二
Citation	西洋史論集, 7, 72-91
Issue Date	2004-02-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37456
Type	departmental bulletin paper
File Information	7_72-91.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

イギリス革命期ロンドンにおける教区の役員についての一考察
―シティとウェストミンスターを比較して―

菅原秀二

はじめに

近世ロンドン史における「安定」をめぐる議論では、政治参加の問題が重要な論点のひとつとなっていた。すなわち、ロンドン市政の下部機構である市区（ward）・街区（precinct）・教区（parish）、さらに各ギルドでは、それぞれの自治機構にある多数の役職への就任を通じて、その構成員に対する政治参加の機会が広く開かれており、この多元的な自治機構と広範な政治参加によって、近世ロンドンの構造的安定が保証されていたというのである。(1)

こうした見解に対する批判としては、アーチャーの三つの指摘が最も重要である。(2)まず彼が指摘していることは、「安定論」の根拠となっているのが、おもに富裕で人口稠密なシティ市壁内の教区や市区の事例であるということである。ロンドンを包括的に論じるためには、市壁外の大教区や郊外の教区についても目配りをしなければならない。しかし、彼は郊外を扱った最近の論文で、郊外社会一般を論じるにはまだ研究が不十分であることを認めながら、郊外の無秩序を余りに誇張することはまた誤りであるという。(3)この論文は、サザック、ウェストミンスター、イースト・エンドに関する近年の研究成果を踏まえたものであり、(4)もはや「郊外を含む大ロンドンのほとんどは、教区、マナ、そして州当局の無力な連携によって統治されていた」(5)という従来の通説は見直されなければならない。郊外にはそれ自身の政治秩序が存在するのである。その特徴とは何か。そこで本稿では、シティとウェストミンスターにおける教区の政治参加について比較検討し、両者の特徴を考察することによって、いわゆる「安定論」を再考してみたい。

その際に、参照されるべき視角として、アーチャーの第二・第三の論点が有効である。すなわち、政治参加の機会は各構成員に等しく開かれているのではなく、役職のヒエラルキーは富のヒエラルキーと密接な関係があるという。これはロンドン以外の地方都市や農村を扱った研究でも指摘されていた論点である。(6)さらにこの社会階層の分極化を背景として、ロンドンでは市区が次第に衰退し、教区会が寡頭的性

格を強めてきたことが指摘されている。いわゆる、「特別教区会（select vestry）」の問題である。教区会の変質は、教区の政治参加の問題にどのような影響を与えたのであろうか。こうして本稿では、政治参加の問題が役職の階層秩序と教区会の問題を中心に検討されることになる。

以上が本稿の目的とその視角であるが、ここではイギリス革命期（一六四〇―六〇年）を中心に、郊外の教区ではウェストミンスターのセント・マーティン・イン・ザ・フィールズ教区、シティではセント・ダンスタン・イン・ズィ・イースト教区をおもに対象とする（以下、セント・マーティン教区、セント・ダンスタン教区と略記する）。これらの教区が選ばれたのは、何よりも史料の残存状況によるものである。前者には、「教区役員登録簿、一六一一年から一七三〇年」という絶好の史料が残されているし[7]、後者には革命期の「教区会議事録」が残されているからである[8]。しかし、特に後者に関しては、この史料はほかの教区にも残存しているし、シティの百を超える教区の中から、ひとつの教区を代表させることはもとより不可能である。概してシティの各教区の史料の残存状況は一様ではなく、特にロンドン大火以前の状況は決して良好とはいえない。当該教区の中心史料である「教区会議事録」も、この時期は一六五一年までのものしか残っていないのである。それゆえに、シティに関しては内外の豊富な先行研究を適宜参照しながら、論を進めていくことになる[9]。史料の状況に加えてこの教区が選ばれたのは、革命期に教区の政治構造が大きく変化することに加えて[10]、モーリス・トムソンなど革命期に活躍する人物を輩出したからでもある[11]。イギリス革命という混乱の時代に、教区社会はどのように対応したのであろうか。

注

（1）V. Pearl, 'Change and Stability in Seventeenth-Century London', *The London Journal*, vol.5, no.1, 1979 (J. Barry(ed.), *The Tudor and Stuart Town : A Reader in English Urban History 1530-1688*, London, 1991 に再録) ; do., 'Social Policy in Early Modern London', in H. Lloyd-Jones, V. Pearl and B. Worden(eds.), *History and Imagination : Essays in Honour of H. R. Trevor-Roper*, London, 1981. 拙訳「《翻訳と解説》ヴァルリィ＝パール『近代前期のロンドンにおける社会政策』（上）（中）（下）」（『札幌学院大学人文学会紀要』第四六、四八、五五号、一九八九、一九九〇、一九九四年）。中野忠「イギリス近世都市の危機と安定―ロンドン史の最近の成果から―」（『大阪学院大学経済論集』第六巻、第一号、一九九二年）。

（2）I. Archer, *The Pursuit of Stability : Social Relations in Elizabethan London*, Cambridge, 1991, ch.3.

（3）I. Archer, 'Government in Early Modern London : The Challenge of the Suburbs', in P. Clark and R. Gillespie(eds.), *Two Capitals : London and Dublin 1500-1840*, Oxford, 2001, pp.133-147.

（4）J. Boulton, *Neighbourhood and Society : A London Suburb in the Seventeenth Century*, Cambridge, 1987 ; J. F. Merritt, *Religion, Government and Society in Early Modern Westminster, c.1525-1625*, Ph. D. Diss., University of London, 1992 ; M. Power, 'The East and West in Early Modern London', in E. W. Ives, R. J. Knecht and J. J. Scarisbrick(eds.), *Wealth and Power in Tudor England*, London, 1978.

（5）P. Clark and P. Slack, *English Towns in Transition 1500-1700*, Oxford, 1976, p.71（酒田利夫訳『変貌するイングランド都市一五〇

○―一七○○―都市のタイプとダイナミックス―』三嶺書房、一九八九年、一○八頁)。

(6) N. Alldridge, 'Loyalty and Identity in Chester Parishes, 1540-1640', in S. J. Wright(ed.), *Parish, Church and People : Local Studies in Lay Religion*, London, 1988, pp.103-112 ; J. S. Craig, 'Co-operation and Initiatives : Elizabethan Churchwardens and the Parish Accounts of Mildenhall', *Social History*, vol.18, 1993, pp.362-366 ; S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, c.1550-1640*, Basingstoke, Hampshire and London, 2000, ch.8.

(7) *Register of Parish Officers, 1611 to 1730*, The City of Westminster Archives Centre (以下CWACと略記), F2517.

(8) *Vestry Minutes, 1537-1651* (St. Dunstan in the East), Guildhall Library, GLMS 4887.

(9) A. M. Dingle, *The Role of the Householder in Early Stuart London c.1603-c.1630*, M. Phil. Thesis, University of London, 1974 ; A. L. McCampbell, *Studies in London Parish History, 1640-1660*, Ph. D. Diss., Vanderbilt University, 1975 ; do., 'The London Parish and the London Precinct 1640-1660', *Guildhall Studies in London History*, vol.2, no.3, 1976 ; F. F. Foster, *The Politics of Stability : A Portrait of the Rulers in Elizabethan London*, London, 1977 ; A. Argent, *Aspects of the Ecclesiastical History of the Parishes of the City of London, 1640-49*, Ph. D. Diss., University of London, 1983 : T. Liu, *Puritan London: A Study of Religion and Society in the City Parishes*, Newark, London and Toronto, 1986. 坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の研究』(有斐閣、一九八七年)、上田惟一『ピューリタン革命史研究』(関西大学出版会、一九九八年)、宮川剛「近世ロンドンの教区―いわゆる『ロンドン安定論』をめぐって―」(『史林』八○巻四号、一九九七年)。

(10) T. Liu, *op. cit.*, p.176.

(11) モーリス・トムソンについては、次のものを参照。R. Brenner, *Merchants and Revolution : Change, Political Conflict, and London's Overseas Traders, 1550-1653*, Princeton, 1993, passim.

一　教区の役職とその階層構造

まず、シティ市壁内のセント・ダンスタン教区を検討しよう。この教区はロンドン塔の近くテムズ川沿いの教区で、市壁中心部の人口は少ないけれど稠密な小教区とは異なり、革命前夜およそ二六六世帯、一三○○名の教会員をもつ市壁内の最大教区であった(1)。しかし、市壁外の大教区が数千名の教会員をもち多数の貧者を抱えていたのとは異なり、一六四二年一一月、議会に対して、ロンドンの教区内で最大の一四○七ポンドの献金を出すことができた富裕な教区でもある。実際に、革命期この教区からはロンドン市長や参事会員ばかりでなく、ギルドの組合長にも八名の者が就任しているという(2)。この意味で、この教区は典型的といえないまでも、やはりあくまで市壁内の教区なのである。

この教区の役員は、シティのほかの教区と同じように復活祭の頃に選出され、「教区会議事録」に登録される。一六四○年から五一年まで欠かさず登録されているのは、「教区委員 (churchwarden)」、「救貧税徴収委員 (collector for the poor)」、「監査委員 (auditor)」そして「調査委員 (viewer)」である。定員が一定であるのは前二者で二名であるが、「救貧税徴収委員」に関しては、一度だけ四名の登録があったときがある(3)。後の二つの役職に関しては定員が一定せず、年度によっ

て、「監査委員」は六名から一二名、「調査委員」は同じく六名から一四名までの登録がある。ほかの教区に必ずある「救貧委員（overseer for the poor）」は、教区の政治構造が改変された一六四三年の五月一〇日に登録がなくなり、その代わりに一四名の「救貧税査定委員（assessor for the poor）」が新設された。しかし、この役職は一年限りで廃止され、一六四五年度からは再び「救貧委員」が登録されるようになる。また、同様にほかの教区で見られる「教区委員補（sidesman）」は一六四三年度まで存在していたが、一六四四年度以降はその姿が見られなくなる。なお任期に関しては、「教区委員」、「教区委員補」と「救貧委員」は二年であり、「救貧税徴収委員」は一年であるが、「監査委員」と「調査委員」は一定していない。

各年度の役職者の数を単純に計算すると、最大で三九名、最小の年度は一九名となる。さらにこの数字を二六六世帯の家長が就くべき役職と仮定すると、多いときでおよそ七名の内一名、少ないときで一四名に一名の家長が何らかの役職に就くことになる。もちろんこの数字には、市区やギルドの役職は含まれていない。一見すると、役職の過多を主張する「安定論」者のパールの主張が正しいように思われる。彼女は、ロンドンでは総合して「おそらく一〇名の家長のうち一名が一年交替で何らかの役職についている」と主張していたからである。(4) しかし、この数字は額面通りに受け取ることはできない。同一人物が複数の役職を兼務しているからである。これは同一人物が同じ年度に複数の役職を兼務することでもあり、また多年度に同一のあるいは複数の役職を渡り歩くということも意味する。つまり、教区の役職につく機会はすべての住民に対して平等に開かれていたのではないのである。

表1　役職の昇進例（セント・ダンスタン・イン・ズィ・イースト）

(A)

	Brown, Thomas
1640-42	sidesman
1643-44	member of the committee (vestryman)
1644-45	member of the committee (vestryman)
	member of the committee (vestryman)
1646-47	collector for the poor
	viewer
1647-48	member of the committee (vestryman)
1648-49	viewer
1649-50	member of the committee (vestryman)
	churchwarden
1650-51	member of the committee (vestryman)
	churchwarden
1651-52	member of the committee (vestryman)

(B)

	Petteward, John
1641-42	collector for the poor
1642	chosen a vestryman
1643-44	assessor for the poor
1644-45	auditor
1645-46	member of the committee (vestryman) churchwarden
1646-47	member of the committee (vestryman) churchwarden
1647-48	member of the committee (vestryman) overseer for the poor viewer
1648-49	member of the committee (vestryman) overseer for the poor auditor
1649-50	member of the committee (vestryman) auditor keeper of the key of the vestry
1650-51	member of the committee (vestryman) auditor
1651-52	member of the committee (vestryman) auditor

たとえば、表1－（A）のトマス・ブラウン氏は一六四六年度に「救貧税徴収委員」でありながら、「調査委員」でもあった。また、（B）のジョン・ペティワード氏は一六四四年度に「監査委員」になったのをはじめとして、四八、四九、五〇、五一年度にも同じ役職に繰り返し就任して

図1　教区役員の階層（セント・ダンスタン・イン・ズィ・イースト）

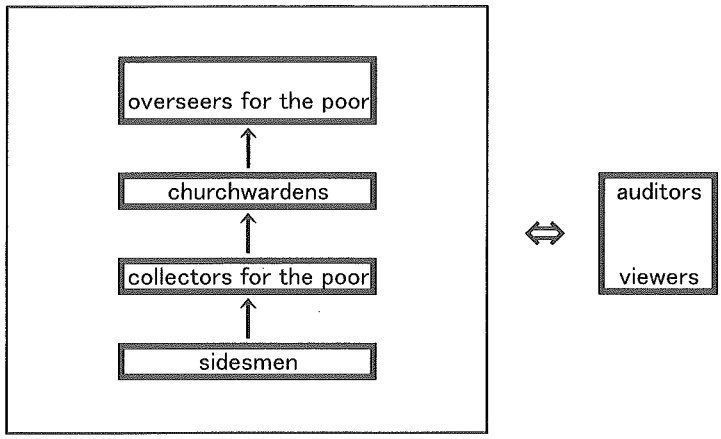

いる。これらの例は、ほかにも多数存在する。実際に、この「調査委員」と「監査委員」は同じ性格をもつ役職であり、ほかの役職と兼任可能であるのみならず、何度でも重任できたのである。

これに対して、兼任や重任できない役職に関しては、一定の階層構造を見出すことができる。表1－（A）と図1に示されているように、役職に就任する順序は、「教区委員補」、「救貧税徴収委員」、「教区委員」、「救貧委員」となる。この役職のどの段階でも「監査委員」や「調査委員」と兼任することが可能であり、両者の役職のグループに有意な差は見られなかった。ただし、これはすべての者が「教区委員補」からスタートすることを意味せず、人によっては「救貧税徴収委員」や「教区委員」からスタートする者もいるし、なかには下級職を経験せずに「救貧委員」になる者も例外的に存在した。しかし、その順序はめったに逆転しない。[5] むしろこの四つの委員にすべて就任したブラウン氏のような人物は、非常にまれな例であった。当該時期に「教区委員補」を務めた一五名のうち「救貧委員」まですべての委員を経験したのは、わずか二名にしかすぎなかったからである。これに対して、「救貧税徴収委員」から「救貧委員」になった者は二七名中六名、「教区委員」から「救貧委員」になった者は一五名中九名と、上位の役職になるほど上昇率は高い。上位の役職になるほど責任が重く、それを任せられる人間は限定されていたということであろうか。

もちろん教区の役員は、ロンドンの役職のほんの一部を構成するにすぎない。特に「安定論」者が重要な根拠とした市区の役職との関係については、この教区では解明することが不可能である。セント・ダンスタン教区のあるタワー市区の記録に関して、この時期のものはほとんど残されていないからである。また、「教区会議事録」に市区の役人が記録されている例も多いのであるが、[6] この教区ではまったく残されていない。ほかの教区、たとえばセント・ダンスタン・イン・ザ・ウェスト教区の「教区会議事録」では、表2の（A）（B）に見られるように、市区の役職と教区の役職が混在して登録されており、その上昇過程をたどることができる。[7] さらに市区の史料が存在するところ、たとえばコーンヒル市区の「区審問記録（Wardmote Inquest Register）」には、多数の役職が記載されている。区審問関係の役職に加えて、「市会議員（common councilman）」、「警吏（constable）」、「街路清掃委員（scavenger）」、「パン屋（baker）」、「庶務（beadle）」、「雑役夫（raker）」、

表2　役職の昇進例（セント・ダンスタン・イン・ザ・ウェスト）

(A)

	Benion, Thomas
1605-06	scavenger
1609-10	constable
1610-11	elected to the vestry constable
1613-14	member of the inquest
1617-18	member of the inquest
1619-20	junior churchwarden
1620-21	member of the inquest　(foreman) upper chuchwarden
1621-22	auditor

(B)

	Toby, Berry
1615-16	scavenger
1620-21	member of the inquest
1623-24	constable overseer for the poor
1624-25	overseer for the poor
1626-27	member of the inquest

A. M. Dingle, *op. cit*., p.103より作成

「飲食屋（tippler）」、さらに三〇名の大陪審員、四〇名程の小陪審員という実に多数の役職が記載されているのである。[8] これにギルドの役人を加えると、確かに役職の過多が問題になりそうである。しかし、ここで示唆しておきたいことは、教区の役員という狭い範囲ではあるけれど、役職の就任には兼任や重任、それと多年にわたる役職の渡り歩きがあり、案外と同一人物が役職につく場合が多いということである。その点に関しては、より詳細に各自治機構の役職の関係を調べていく必要があろう。

一方、ウェストミンスターのセント・マーティン教区はどうであろうか。ウェストミンスター市は一五八五年に成立した新しい都市であるが、[9] ウェストミンスター・アビィを中心とするセント・マーガレット教区は人口稠密で、中世から実質的にひとつの都市とみなされていたという。[10] これに対して、セント・マーティン教区は、シティとセント・マーガレット教区の間に位置しており、一七世紀の初頭までストランド街を除き人口密度の低い田園地域であった。ここから、この教区はロンドンのウェスト・エンドとして、市壁外の大教区と共通の性格をより強くもっていたということができよう。しかしそののち人口が急増して、革命前夜には一万八五〇〇名の人口を擁し、セント・マーガレット教区をしのぐに至る。[11] この人口規模は先のセント・ダンスタン教区の一〇倍を超え、イングランド第二の都市ノリッジに匹敵するものであった。[12] こうした人口規模とその面積から、この教区はウェストミンスター市の中心教区となったのである。

この教区の「教区役員登録簿」には、八種類の役職が記載されているが、イギリス革命期に欠かさず登録されているのは、「教区委員」、「教区委員補」、「救貧委員」の三つである。このうち「教区委員」と「教区委員補」については、常に定員がそれぞれ二名と四名で一定しており、任期は通常一年である。これに対し、「救貧委員」は任期については通常一年でほぼ一定しているが、定員は年度によって四名から八名の幅があり、一六六〇年半ば以降、定員の増加傾向は顕著となる。ほかの「街路清掃委員」や「公道監督委員（surveyor of the highways）」は、この「登録簿」に継続して登録されていないけれども同様の増加傾向を示す。たとえば「街路清掃委員」は任期一年の役職であり、一六一八年度から四〇年度まで定員四名として登録されているが、その後一六七〇年代までの間隙を経て、七〇年代には再び登録されるようになり、年度によって一〇名から二九名までの登録が見られるようになる。[13] また、「公道監督委員」も任期一年の役職であり、一六一八年度から四〇年度、六一年度から六三年度には定員二名である

が、六五年度からは定員四名となりそののち最大一〇名まで定員が増加する。[14] ボールトンによれば、革命期の内乱で減少した人口は五〇年代に回復の兆しを見せ、六〇年代にはいわゆる「テイク・オフ」が始まるというから、[15] この役職定員の増加傾向と人口増加の時期はほぼ一致するということができる。

以上の役職のほかに、「登録簿」には、「公有地監督委員（surveyor of the kings hay）」、「警吏」、「救貧院院長（governor for the almshouse）」という役職が登録されている。このうち「公有地監督委員」は、一六一八年度から二一年度、二六年度から四〇年度そして四四年度から四八年度まで間欠的に現れてくる役職であるが、定員は二名で一定しており、任期は一年である。また、「警吏」は一六一八年度から二五年度までしか登録がなく、対象の時期からはずれているけれども、役員の前歴として参照される。ちなみに当該時期の「警吏」の任期は一年であるが、定員は五名から八名と一定しない。[16]「救貧院院長」については、一六三三年度に二名が登録されているだけである。これら八つの役職名を見るとシティの前述したセント・ダンスタン・イン・ザ・ウェスト教区のように、教区の役職と市区の役職が混在して現れてきているようである。しかし、その階層構造については、シティの教区と大きく異なっている。

図2に示したのがその階層構造であるが、その特徴は「救貧院院長」を除く上記の七つの役職は大きく二層に分かれることと、役職の階層構造の最上層に「教区会役員（vestryman）」が来ることである。これも含めると三層構造というべきかもしれない。図に示されているように、「街路清掃委員」、「警吏」、「公道監督委員」、「公有地監督委員」の四つの役職がひとつのグループを形成する。これらの役職は常に「救貧委員」の前に経験されるべきものであるが、これら四つの役職につく順序は一定していない。この意味でこれら四つの役職に有意の差はなく、「救貧委員」以上の役職に対して下級職となっている。「救貧委員」は上級職への入り口であり、この役職を終了した者の中のあ

図2　教区役員の階層（セント・マーティン・イン・ザ・フィールズ）

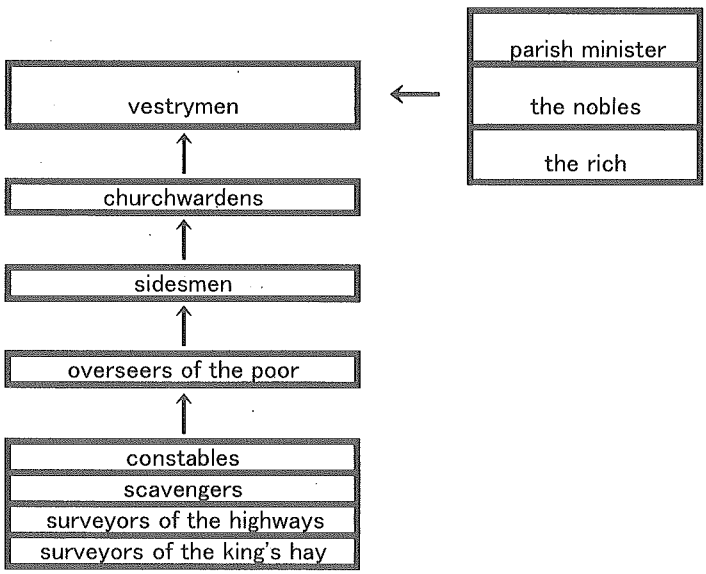

表3　役職の昇進例（セント・マーティン・イン・ザ・フィールズ）

(A)

	Burgh, Robert　upholster 12s.
1633-34	surveyor of the king's hay
1635-36	ovrseer of the poor
1643-45	sidesman
1647-49	churchwarden
1651-69	vestryman
1663	treasurer of the Tower to be repaired

(B)

	Cooper, John　barber 1s.
1619-20	surveyor of the highways
1622-23	scavenger
1623-24	constable
1625-26	overseer of the poor
1627-29	sidesman
1633-35	churchwarden
1640-66	vestryman

る者は、次に「教区委員補」となり、さらにその中のある者が「教区委員」となる。この逆の例はほとんど存在しない。ちなみに「救貧委員」から「教区委員補」になる者は、一六四〇年代で五〇名中二四名、五〇年代には六〇名中二一名であった。さらに進んで「教区委員」となる者は、それぞれ同数の一三名であった。しかし、いったん「教区委員」まで務めあげた者は、ほとんど「教区会役員」となっている。これに対して、下級職から「救貧委員」になった者は四〇年代で一五名、五〇年代で三名であり、しだいにその回路は細くなるようである。

しかし、一般の住民が「教区会役員」になる道は、この役職の階層を昇っていくほかなかった。表3は二人の人物に関する役職の昇進例である。ここで注目したいのは、「教区会役員」になってからは、ほぼ終身、その任にとどまるということである。（A）のロバート・バーグ氏は一八年間、（B）のジョン・クーパー氏は実に二六年間「教区会役員」として教区会に継続的に出席している。この期間は、教区の役員であった期間よりかなり長い。また、東西のセント・ダンスタン教区とは異なり、一度「教区会役員」まで上り詰めると一般の教区の役職にはつくことがない。東のセント・ダンスタン教区では、「教区会役員」になるためには、どれかひとつの教区役員を経験すればよかったようであるし、「教区会役員」になったあとに教区の役員を務める者も両教区で存在する。いずれにせよ、セント・マーティン教区では教区会のステイタスが高く、まさに教区「自治の操縦室（cockpit）」だったのである。[17] ウェストミンスター市は新しい都市であり、市区がロンドンほど発達していないし、固有のギルドも存在しない。[18] ここから当然、教区にかかる比重が相対的に大きくなる。この巨大教区は、革命期に自立性を強め、それ自身でひとつの都市の様相を呈するようになるのである。

さらに注目すべきなのは、（A）のバーグ氏が家具商であり、一六六四年の「人頭税報告書」によると一二シリングの人頭税を支払っているのに対して、（B）のクーパー氏は床屋であり支払っている人頭税は一シリングにすぎないことである。[19] バーグ氏が富裕な住民であったのに対し、クーパー氏は最低の六ペンスに次ぐランクの税額しか支払っていない。この教区では史料の不足により、役職のヒエラルキーと富のヒエラルキーの相関関係を実証することは困難であるが、クーパー氏のような住民も「教区会役員」に昇進する回路が存在したことは留意しておかなければならない。たとえ細い回路ではあっても、政治参加の機会は住民に保証されていたということであろうか。

注

(1) T. C. Dale (ed.), *The Inhabitants of London in 1638*, London, 1931, vol.1, pp.49-52 ; T. Liu, *op. cit.*, p.214.
(2) *ibid.*, p.39.
(3) GLMS 4887, ff.500-501.
(4) V. Pearl, 'Change and Stability', pp.15-17 ; do., 'Social Policy', pp.117-120 (拙訳(上)、一三〇－一三五頁)。
(5) 例外として、ロバート・フット氏は一六四一年度に「救貧委員」を務めたのちに、一六四三年度五月三日に「教区委員」となった。しかし、のちに述べるように、この年度は教区会の構造が大きく変化したときであり、まさに例外的な役員の選出が行なわれたのである。
(6) F. F. Foster, *op. cit.*, pp.37-38. 彼によると、現存する「教区会議事録」の半数以上に市区の役員が記録されているという。教区と市区との関係については、坂巻清、前掲書、三一五－三一八頁も参照。
(7) A. M. Dingle, *op. cit.*, p.103.
(8) 中野忠「区審問記録—近世ロンドンの地域社会に関する一資料」(『早稲田人文自然科学研究』第五七号、三〇－三五頁)。市区の役員数に関しては、上田惟一、前掲書、九頁も参照。
(9) W. H. Manchée, *The Westminster City Fathers*, London, 1924 ; J. F. Merritt, *op. cit.*, ch.3.
(10) G. Rosser, *Medieval Westminster 1200-1540*, Oxford, 1989 ; do., 'The Essence of Medieval Urban Communities : The *Vill* of Westminster 1200-1540', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser., 34, 1984 (R. Holt and G. Rosser(eds.), *The Medieval Town: A Reader in English Urban History 1200-1541*, London, 1990に再録)。
(11) J. Boulton, 'The Poor among the Rich : Paupers and the Parish in the West End, 1600-1724', in P. Griffiths and M. S. R. Jenner(eds.), *Londinopolis : Essays in the Cultural and Social History of Early Modern London*, Manchester, 2000, pp.199-202 ; R. M. Smuts, 'The Court and Its Neighborhood : Royal Policy and Urban Growth in the Early Stuart West End', *The Journal of British Studies*, vol.30, 1991, p.118.
(12) P. Corfield, 'A Provincial Capital in the Late Seventeenth Century: The Case of Norwich', P. Clark and P. Slack(eds.), *Crisis and Order in English Towns 1500-1700*, London, 1972, p.266.
(13) 七〇年度一〇名、七一年度二五名、七二年度および七七年度二六名、七三年度二九名、七五年度二八名、七九年度二四名となっている。
(14) ただし、五九年度と六〇年度も定員四名である。また、定員六名なのは六七年度から七九年度までであるが、その間七二、七五、七六年度には記録がない。定員一〇名なのは八一年度から八四年度および八九年度から九二年度までであるが、八二年度は定員九名であり、八八年度は定員八名である。
(15) J. Boulton, 'The Poor', p.201.
(16) 二三年度は五名、二四年度および二五年度は六名、一八年度は七名、一九年度から二二年度までは八名の登録がある。
(17) I. Archer, *op. cit.*, p.69.
(18) 郊外のギルドに関しては、J. P. Ward, *Metropolitan Communities : Trade, Guilds, Identity, and Change in Early Modern London*, Stanford, 1997を参照。
(19) CWAC., F4534.

二　役職忌避と科料（fine）

フォスターによれば、科料を払って役職を忌避する慣習は、すでにシティの諸教区で一六世紀後半に確立しており、富裕な住民は下級職

につくことを忌避するようになっていたという。[1] しかしパールによると、一七世紀では「特に上級職において、役職の忌避は考えられているよりも普通に行なわれていたわけではなかった」という。[2] 確かに、セント・ダンスタン教区では、一一年間に三件の役職忌避の事例しか記録されていない。たとえば、ジョン・デイ氏は「教区委員」を忌避するために、五ポンドの科料を支払い、それは救貧のために使われたという。[3] これに対し、「救貧税徴収委員」忌避の事例は二件あり、一件は一〇ポンドの科料を支払っているが、もう一件は支払っていないようである。その理由としては、選出された者がすでに「国税の徴収委員（state collector）」となっており、兼職ができないからであるという。[4] このように、役職を忌避する場合には必ず科料を払わなければならないわけではなく、理由によっては科料が免除される場合もあったのである。また、役職の序列と科料の額の高低が必ずしも一致していないことも指摘しておきたい。

しかし、セント・ダンスタン教区の事例は余りにも少なすぎるし、市区の下級職との関係が不明である。そこでここでは、ディングルの研究によりながら、セント・ダンスタン・イン・ザ・ウェストの事例を取りあげてみたい。ただしディングルが研究しているのは、革命期ではなく一六〇三年から三〇年までの期間である。表4に示したのがそれであるが、役職忌避の総件数は九一件であり、この時期の総ポスト数六六〇のおよそ一四%に相当する。この数字を高いと見るか、低いと見るかは議論のあるところであるが、その大部分が「街路清掃委員」や「警吏」のような下級職にかかわるものであることは明らかである。「街路清掃委員」の忌避に関わる件数は三〇件であり、全体のおよそ三分の一、「警吏」のそれは四七件で全体のおよそ半分にも及ぶからである。[5]

表4　役職忌避の件数（セント・ダンスタン・イン・ザ・ウェスト）

	scavenger	constable	wardmote inquest	churchwarden	several offices
1603-04					1
1604-05					
1605-06		3			
1606-07					
1607-08	3	5			
1608-09	2				1
1609-10					
1610-11		1			
1611-12	4	2			
1612-13	1				1
1613-14	1		1		
1614-15	8				
1615-16	1	4			
1616-17		3			
1617-18	1		1	1	
1618-19					
1619-20					
1620-21					
1621-22	3				
1622-23		3			
1623-24	1	2			
1624-25		1		2	
1625-26		3		1	
1626-27	1	4			
1627-28		3		1	1
1628-29	1	4	1		
1629-30		5	1	1	
1630-31	3	4			
合計	30	47	4	6	4

A. M. Dingle, *op. cit.*, pp.312-315(Appendix VII-a)より作成

この件数の中には、一人で複数の役職忌避をしている者が含まれているばかりでなく、一度に複数の役職を忌避している者も存在する。たとえば、ヘンリ・ベスト氏は「種々の役職（sundry office）」を一度に免除してもらうために、一五ポンド支払ったという。また、リチャード・ベーコン氏は一六一一年に、「街路清掃委員」と「警吏」を同時に忌避し、一六一七年には「教区委員」も忌避している。前者のタイプはベスト氏のほかにも二名おり、後者のタイプはベーコン氏のほかに一一名存在している。その理由には、健康や老齢を理由にあげる者が多いが、なかにはすでにこの教区から引っ越したことやすでにほかの役職についていることをあげる者もいる。さらに、おそらく役職そのものが負担になっている場合もありそうである。「警吏」は任期二年の役職であるが、その二年目に役職を忌避する者が四七件中一九件も存在するからである。教区の秩序維持の最前線に立つ「警吏」は、最も住民たちと軋轢を生じやすい役職だったということであろうか。[6]表2－（B）にもその一例があるが、この場合は任期中に「救貧委員」と重なったことがおもな原因であった。

また、科料の額はやはり一定していない。たとえば、「警吏」の場合、五ポンドを支払って、一ポンド返却してもらった者もいれば、一二ポンド支払った者もいるからである。しかし、一般的に「街路清掃委員」の科料の方が高額であったという。「教区委員」のような上級職の場合も、三ポンドから一〇ポンドまで、科料の額は一定せず、それは役職の序列と必ずしも比例しているわけでもないようである。ただし、上級職の役職忌避は少数に留まっている。このようにシティでは科料の基準は存在せず、個人の財産の状況によってその金額が決定されたのである。この意味で各教区の教区会は、大きな裁量の権限をもっていたといえよう。[7]

これに対して、ウェストミンスターのセント・マーティン教区では、「救貧委員」が最も忌避された役職である。「教区会議事録」によれば、一六四〇年代では九件のうち七件、五〇年代では一五件のうち一四件が「救貧委員」にかかわるものである。[8]同様の記事は「救貧委員会計簿」にもあり、かなりの部分が重複しているが、四〇年代では五件のうち一件、五〇年代には二〇件のうち一九件が「救貧委員」忌避の科料である。[9]特に五〇年代には、「救貧委員」のポストが六〇であったから、計算上およそ四分の一から三分の一のポストに役職忌避が発生したことになる。この教区では、なぜ「救貧委員」がこれほど忌避されたのであろうか。

その理由のひとつは、役職の階層秩序における「救貧委員」の位置にある。シティの諸教区では「救貧委員」は役職秩序の最高位にあることが多い。[10]これはほかに救貧関係の委員として、「救貧税徴収委員」や「救貧税査定委員」のような下級の委員をもっていることによるものと考えられる。しかし、セント・マーティン教区では前述のように、役職秩序は二重構造をとっており、「救貧委員」はその上層の最下級に位置付けられていた。しかも一六五〇年代になると、下層から「救貧委員」に上昇することはかなり難しくなっており、上層と下層の分離が進行する。したがって、上級職につく者にとって、これは上層のなかの下級職とみなされていたのかもしれない。さらに重要な理由と

して、この巨大教区における救貧政策の重要さや困難さがあげられる。すでに別稿で示したように、この教区の救貧事業の規模はシティの諸教区をはるかに超える巨大なものであり、救貧に関する特定の下級役員をもたない「救貧委員」は救貧税の徴収や定期・不定期の支給金の給付をめぐって、地域の住民や貧民の要求と当局の要請との間で、難しい立場に立つことが多かったのである。特に五〇年代には、貧民からの請願書が増大する一方で、救貧税や科料徴収の強化が行なわれ、この軋轢はいっそう激しくなったのである。[11]

また、シティでは科料の金額が一定せず、役職の階層と科料額の高低にはあまり相関関係は見られなかった。これに対し、セント・マーティン教区では、確かに科料の金額は役職によって一定していないが、その金額は役職のステイタスに対応していたように見える。たとえば、「教区委員」忌避の事例は二件しか記録されていないが、おのおの二〇ポンドの科料が科されているのに対し、「救貧委員」忌避の事例は一〇ポンドと一二ポンドの事例が最も多く、最高で一三ポンド六シリング八ペンスであった。下級職の事例は意外と少ないが、「公道監督委員」忌避の科料は一ポンド、「街路清掃委員」のそれは二ポンドである。[12]この相違はどこに由来するのか。先のセント・ダンスタン・イン・ザ・ウェスト教区では「教区会役員」になるためには、「警吏か教区委員か区審問関係の役員」を経験しなければならない。あるいは、「教区あるいは街区および市区の役員の両方あるいはどちらか一方を経験しなければならない」という。[13]それゆえに、役職の階層序列がそれほど厳密ではない。場合によっては、教区会の構成員になったあとで教区や市区の役職につくこともありうる。また、教区や市区を合わせるとかなりの数の役職があり、兼職可能な役職もあれば、昇進の順序が明確でない場合もある。セント・マーティン教区では、すでに述べたように、「教区会役員」は役職の階層構造の最上位に位置するものであり、いったん「教区会役員」になった者は教区の役員になることはない。さらに、役職の兼任はなく、下級の役職を除いて、役職の序列はかなり明確である。こうした郊外の巨大教区では、相対的に匿名性が強いゆえに、役職の階層の序列を整え、そのステイタスを顕在化する必要があったものと考えられる。

さらにシティの教区とは異なり、この教区では役職忌避を繰り返す者の例は見られない。役職忌避は緊急避難的な性格が強く、その役職につかなくともより上級の役職に就任した者の例は多数存在する。たとえば、ジョン・ウォータラー氏は一六三三年度に「救貧委員」として選出されたが、「多くの場合、いつも仕事のおもな場所であるロンドン橋のたもとにおり、その場所で彼の義務を正当に遂行することは全く困難である」といい、役職の「免除のために、この教区の貧民のために使用されるべく一〇ポンドを自発的自由意志で提供した」。しかし、その四年後、彼は「教区委員補」となり、「教区委員」をとばして一六四一年から四七年まで「教区会役員」として教区会に出席している。[14]また別の例をあげれば、ウィリアム・ライト氏は「教区委員」を一年間務めあげたあと、一六三一年度の改選時に「この役職にともなう仕事と責任が、いかに自分の職業における様々な仕事を妨害し、多大な損失を与えたのかについて教区会に知らしめ」、結果として異

例の役職免除が認められたという。しかも、この記事では科料の有無が明記されておらず、科料が免除された可能性もある。しかしながら、やはりそののち、一六四〇年に彼は「教区会役員」となり、一六五四年まで頻繁に教区会に顔を出している[15]。このように、役職忌避は役職の上昇の妨げとはならず、正当な理由がある限り、ある種の「権利」として認められていたのである。

しかし、すべての住民が都合によって忌避できたわけではない。下級職であっても最低一ポンドの科料が必要であったからである。科料を支払うためには、相応の富が必要であった。一六六四年の「人頭税報告書」によれば、大多数の住民は一シリング程度の査定であったのに対し、一ポンド以上課されているのはかなり裕福な住民であり、一〇ポンド以上は貴族やジェントルマンである[16]。ここから、役職忌避の科料はたとえ下級職に対するものであろうとも、一般の住民にとっては大きな負担となったものと考えられる。逆に、このような科料の高額さは、役職につくことが住民にとって義務であり、いかに大きな責任であったかを示していよう。また、過去に教区の役員を務めたために、科料を減額あるいは免除された例もあることから[17]、いったんその義務と責任を果たした者は教区共同体に貢献した者として、一定の評価を得ることができたのである。

注

(1) F. F. Foster, *op. cit.*, pp.57-60.
(2) V. Pearl, 'Change and Stability', p.32.
(3) GLMS 4887, f.498.
(4) GLMS 4887, ff.510, 534.
(5) A. M. Dingle, *op. cit.*, pp.128, 312-315.
(6) *Ibid.*, pp.129-131, 312-315.
(7) *Ibid.*, pp.117-119.
(8) *Vestry Minutes*, CWAC., F2001-F2004.
(9) *Overseers' Accounts*, CWAC., F367-387.
(10) A. M. Dingle, *op. cit.*, p.102.
(11) 拙稿「イギリス革命期ウェストミンスターにおける教区政治をめぐって—セント・マーティン教区の救貧行政を中心に—」(イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』刀水書房、一九九九年、所収)。
(12) CWAC., F2002, f.191; F374; F383.
(13) A. Argent, *op. cit.*, p.21.
(14) CWAC., F2002, f.135.
(15) CWAC., F2002, f.112.
(16) CWAC., F4533-F4537.
(17) CWAC., F2003, ff.71, 198.

三　教区会の変容

シティとウェストミンスターにおける「教区会役員」の位置付けの相違は、教区会のあり方の相違によるものとも考えられる。前述のように、セント・マーティン教区はシティ内の教区と比較して人口規模が大きく、「一般教区会（general vestry）」ではなく、「特別教区会」の形式をとらざるをえなかったからである。しかもこの教区では、貴族や富裕な市民は教区の役員を経ないで教区会に入ることが可能であ

り、いったん役員になるとその身分は終身保証されていた。このような教区会は寡頭制的な性格が強く、そのためステイタスも相対的に高かったのではないか。

これに対しシティでは、一六三六年にはじまるロンドン主教の調査によれば、四五の教区が「一般教区会」を維持していたという[1]。この教区会への出席資格としては、当該教区に住むすべてのフリーマンに認めている教区もあれば、救貧税などの税金の納入者に限っている教区もある[2]。いずれにせよシティ内の小教区では、これらの住民が教会に集まることは依然として可能であったようである。しかし、一六世紀末から特に一七世紀初めのジェームズ一世の時代に、国教会が各教区への統制を強め、異端分子や下層の卑しい者を教区会から排除し、「特別教区会」を設立する動きが強まった[3]。こうして前述の調査では、一〇九の教区のうち五九の教区が主教の許可を得て、「特別教区会」を設立するに至ったのである[4]。ところが事態は再び反転する。すなわち、国教会の統制が崩壊するイギリス革命期になると、「特別教区会」は寡頭的で閉鎖的であるとの批判を受けて、教区会を再び開放的にしようとする動きや教区会の構成員の人数を増やそうとする試みが見られるようになる。一六四〇年代において、実際にこうした試みに成功した教区は二五教区にのぼるという[5]。

セント・ダンスタン教区でもこのような試みが行なわれた。直接の契機は、「教区委員」の選出をめぐる争いである。一六四三年四月九日、ウィリアム・ブラウン氏とバーナード・ハイド氏が「教区委員」に選出された。しかし、この教区会の選出に「住民の大多数」が反対したのである。「残りの住民の同意を得ない」、教区会による伝統的な選出方式は、「慣習ではあるけれども、非合法的である」と考えられたからである。そして彼らは同日に、「特別教区会」とは別の集会を開催し、自らロバート・フット氏とウィリアム・タッカー氏を選出し、それに代わるものとして、この教区の住民三〇名により構成される委員会を設立することを決定したのである。そしてこの論争は庶民院に提議され、その判断を仰ぐことになった。表決は四月一七日に出され、住民の決定が是とされたのである[6]。こうしてこの教区では、「特別教区会」が解散されて、「三〇人委員会」が教区自治の中心機関として新たに選出・設立されたのである。

これを受けて、五月一〇日、「一般集会（general meeting）」と称された「一般教区会」が開催され、そのほかの役員が選出されることになったのである。この結果、「救貧委員」が廃止され、「救貧税査定委員」が新設されたようであるが、それは一年ほどしかもたず、またもとの「救貧委員」が復活する。むしろ、この翌年から登録がなくなる「教区委員補」の方が長期的に廃止される役職となった。人的な関係では、前年度の教区会・教区役員から二二名中少なくとも九名の者が、これ以降「教区会議事録」にその姿を現さなくなる。それに代わって新たに登場してくるのが、アメリカ大陸をおもな取引先とする貿易商人、いわゆる「新商人」のグループである。革命期におけるモーリス・トムソンを中心とするこれら「新商人」の動向はブレナーの大著に詳しいが、新しく「教区委員」に選ばれたタッカー氏自身がトムソンの義兄弟であり、商売のパートナーであった。さらに「三〇人委員会」

には、トムソン自身をはじめリチャード・ベイトソン氏、ジョージ・ペイン氏、エドワード・ウッド氏、ウィリアム・アレン氏という名だたる「新商人」が選出され、影響力のあるグループを形成したのである。[7]

これ以前には、ベイトソン氏が「救貧税徴収委員」として一六四二年度に登録されている以外、彼らの名前は「教区会議事録」に登場しない。[8] しかし、実際はすでに一六四一年頃から、説教師の選任をめぐって、教区牧師とこのグループの間で争いが起こっており、すでに影響力を行使していたように思われる。これはこの教区の出身であるジョン・シンプソンの選任をめぐる争いであった。彼は宗教的には独立派的傾向をもち、のちには第五王国派の代表的牧師となる。[9] これに対し、国教会の牧師チルダーリ師は当然反対し、論争はやはり庶民院にもちこまれ、シンプソンの採用が四二年三月二一日に確認されるのである。ただし、シンプソンは余りに過激すぎて、この職には長く留まることができなかった。全体として、このグループの宗教的傾向は独立派に近く、主教や長老会などの上からの教会組織を嫌い、その教区の信徒が主導性を発揮することによって教会を統御しようとしたのである。[10] この意識が「一般教区会」への出席や役職の就任による政治参加の意識と結びつくとき、「特別教区会」が崩壊することになったのである。

しかし、この教区の改革は永続化しなかった。そののち、「一般教区会」は確かに毎年開かれて「三〇人委員会」や役員の選出を行なったけれど、実際にこの委員会に出席する者は平均して一五名程度であり、それ以前の三年間の平均一八名より少なくなっている。ただし、一年間の開催数は年平均三回から七回ほどに増えている。活発に活動しているけれども、教区会の内実はやはり寡頭的であったということであろうか。[11] 表5は一六四〇年代を通して、教区会あるいは委員会に出席した回数の多い者を示したものである。こうしてみると、いわゆる「新商人」のグループからは、エドワード・ウッド氏一人だけが登場するにすぎない。また、この表に示されている者は、ペティワード氏を除いて全員が一六三八年の住民調査に現れてくる。[12] ペティワード氏も三八年のそれには記録されていないが、四〇年の『ロンドン市の主要住民リスト』には記載されている。[13] このように、実際の教区行政の実務を担ったのは、革命以前からこの教区に住んでいた富裕な住民であったことがわかる。彼らが役職による政治参加を通して、教区政治の継続性を保証していたのである。確かにここに教区政治の安定性をうかがうことができる。しかしながら、四〇年

表5　出席回数の多い「教区会役員」(セント・ダンスタン・イン・ズィ・イースト)

教区会役員名	出席回数	職業	rent(£)
Green, William	51		30
Keate, Gilbert	44	suger baker	50
Margett, George	41		16
Milton, John	41		25
Bromfield, Laurence	40	cutler	14
Cox, John	37		14
Petteward, John	37	iremonger	
Bayly, Thomas	35		16
Reynolds, Olyver	34		8
Wood, Edward	34		20
Taylor, Mathew	32		16
Browne, Thomas	30	grocer	50
Leggle, Richard	30	merchant	30

職業：W. J. Harvey and C. F. Evans(eds.), *op. cit.*
rent: T. C. Dale(ed.), *op. cit.*

代を通じて、寡頭的であり続けたということもできるであろう。

教区政治の改革をリードした「新商人」のグループは、どうなったのであろうか。中心人物のトムソンはロンドン東部郊外のステプニー教区に居を移し、その教区の教区会の構成員となっている。[14] また、アレン氏とウッド氏以外は四〇年代末までに、「教区会議事録」から姿を消してしまう。その理由は不明であるが、いずれにせよ「新商人」の拠点としてのセント・ダンスタン教区はもはや存在しない。四〇年代末から五〇年代にかけて、国教会の牧師が再び招かれるようになるのである。[15] 問題なのは「一般教区会」と「三〇人委員会」の関係如何であろう。この委員会が閉鎖性を強めれば、従来の「特別教区会」と何ら変わらないものとなってしまうであろう。しかし、この時期の「教区会議事録」は五一年までしか残されておらず、そのあとの両者の関係の帰趨を確かめることはできない。

一方、ウェストミンスターのセント・マーティン教区では、前述のように人口規模から「特別教区会」の形式をとらざるをえなかった。その定員に関して、メリットは一六〇六年の教区会役員名簿に二四名の名前が記されているという。[16] 「教区会議事録」を見てみると、革命期では五八年に二六名の役員名簿があり、六〇年代では六二年と六七年にそれぞれ四三名、四五名の役員の名前が記されている。[17] ただし、このなかには教区牧師と教区委員は含まれていない。さらに、この役員名簿には、のちの者による追加・訂正の跡が多く見られ、正確な定員を確定することは難しい。しかし、いずれにせよ、五〇年代まで二〇名台に留まっていた教区会は、六〇年代から定員を増加させたようである。六〇年代の人口の「テイク・オフ」にともなって定員が増加するのは、教区の役員ばかりではなかったのである。

先の図2で示したように、この教区の教区会役員のなかには、教区の役職につかずに教会に入るのを認められた者がいた。それは貴族やジェントルマン、そして富裕な住民であった。彼らと教区役員の経験者との割合はどうなっているのだろうか。五〇年代と六〇年代の名簿によると、二六名、四三名、四五名のなかで、教区役員の経験者はそれぞれ一三名、二二名、二一名であり、ほぼ五割である。このように、教区会では両者の割合が拮抗するように構成されているのだが、これがそのまま教区政治へのかかわりのあり方を示してはいない。教区会の出席は、役員によって大きな差があり、なかには一度も教区会に顔を出さない者もいるからである。それゆえに、教区政治の中心にはどちらのグループがいたのか、またそれは時代によってどのように変化していくのか、といった問題に答えるためには、教区会に出席している役員についての詳細な調査が必要となるのである。

表6は四〇年代と五〇年代の教区会出席者のなかで、出席数の多い上位一〇名を示したものである。ここから革命期には、役職経験者が教区政治の中心にいたことがわかる。すなわち、表によるとどちらも役職経験者が一〇名中八名にのぼるのに対し、三〇年代と六〇年代の同じ上位一〇名中その割合は四名と五名であり、ほぼ半分である。ただし、三〇年代の方が上位にジェントルマン層の者が多い。この教区ではこの時期、セント・ダンスタン教区とは異なり、教区の政治構造に大きな変化はなかった。しかし、三〇年代と四〇年代の間には人的

断絶が見られるのである。

革命期に入り姿を消す人物のなかには、たとえばヘンリ・ウィーク氏やジョン・ソープ氏がいる。両者は教区の役職を経験せずに教区会の役員となっているが、貴族やジェントルマンではない。ウィーク氏は「国王の建設庁（King's Works）」の「会計部長（paymaster）」であるし、ソープ氏はここの事務員である。[18] メリットは一六世紀末から一七世紀初めにかけて、この役人たちがこの教区の教区会や役員を担っていた有力な集団であったことをすでに明らかにしている。そして、この集団は国王の建設事業が衰退してくると、セシル家と結びつきを深めるという。[19] もちろん国王やセシル家と関係があったのは、彼らばかりではなく、宮廷と結びついていた貴族やジェントルマン層である。彼らもまた内戦の勃発によって、この教区から姿を消すことになるのである。

これに対し、五〇年代と六〇年代の間は意外と継続性が強い。クーパー氏やバーグ氏が四〇年代から六〇年代まで、「教区会役員」として長期間にわたって活躍しているのは、先の表3で示したとおりである。また、六〇年代に活躍する貴族やジェントルマンも五〇年代からすでにその姿を「教区会議事録」に現している。[20] また、革命期にはこの教区が議会派のノーサンバーランド伯を中心とする貴族グループに支配されていたという見解がある。実際に、四〇年代後半には説教師の任命をめぐって、この貴族グループは教区政治に介入を繰り返す。[21] しかし、教区会の出席回数から判断する限り、彼らが影響力をもったのはこの一時期だけである。むしろ教区政治の日常業務を実際に担っていたのは、革命の以前から下級の役員としてたたき上げてきた者たちであった。革命期にも継続して教区政治を維持できたのは、こうした者たちの存在があったからこそであった。

表6　出席の多い「教区会役員」（セント・マーティン・イン・ザ・フィールズ）

1640年代

教区会役員名	出席回数	称号・役職
Cooper, John	41	ch (1633-35) ← s ← o ← c ← sc ← shw
Lidgould, Henry	32	ch (1632-34) ← s ← o ← sc ← skh
Blenerhassett, George	32	ch (1640-42) ← o
Le Squire, Scipio	32	esquire
Strugnell, Henry	29	ch (1636-38) ← s ← o ← c ← sc
Fludd, Robert	29	ch (1639-41) ← s ← o
Wright, William	27	ch (1630-31) ← s ← o ← skh
Henn, Henry	25	knight and baronet
Darling, Thomas	24	ch (1644-46) ← s ← o ← skh ← sc
Burges, Richard	23	ch (1638-40) ← s ← o ← c

1650年代

教区会役員名	出席回数	称号・役職
Cooper, John	133	ch (1633-35) ← s ← o ← c ← sc ← shw
Lidgould, Henry	103	ch (1632-34) ← s ← o ← sc ← skh
Darling, Thomas	95	ch (1644-46) ← s ← o ← skh ← sc
Webster, Thomas	94	ch (1651-53) ← s ← o ← shw
Clendon, John	86	ch (1652-54) ← s ← o ← shw
Hall, Ralph	80	esquire, JP
Barker, Thomas	73	ch (1654-56) ← s ← o
Green, George	72	ch (1646-47) ← s ← sc ← shw
Baker, William	69	ch (1653-55) ← s ← o ← shw
Throgmorton, John	68	esquire

（注）JP = Justice of the Peace; ch = churchwarden; s = sidesman; o = overseer of the poor; sc = scavenger; c = constable; shw = surveyor of the highways; skw = surveyor of the king's hay

貴族やある特定の利益集団の介入が少なくなり、この教区は役職の階梯を昇ってきた役職経験者が教区会の中心となる。その結果、教区は自立性を強め、教区会は教区自治の中心機関としての地位を確立するのである。三〇年代に教区会の開催数が年平均七回、一回あたりの役員出席人数平均九名であったのに対し、五〇年代には前者が一五回、後者が一二名となり、月に一度以上開催されるようになるのもこの事実を表している。「特別教区会」は汚職・堕落・不公正の温床であるという見解があるけれども[22]、この教区ではさほど富裕でない者も役職を歴任して「教区会役員」となる回路が存在しており、こうした教区会を一部エリートの独占物として捉えることは誤りであろう。こうした回路の存在は、住民の政治参加を保証するものだったからである。

しかし、五〇年代から、このような活動のエネルギーを取り込み、彼らを教区自治の役員ではなく、地方行政の末端を担う役人として位置付けようとする動きが見られるようになってくる。それにともなって、「治安判事」や「都市参事会員」が再び教区会に継続的に出席するようになる。このような「治安判事」や「都市参事会員」は「教区会役員」として彼らと協力しながら、その一方で都市や州当局の役職を兼ねることによって、彼らを教導しようとすることになるのである。

注

（1）A. Argent, *op. cit.*, p.19. ただし、主教の許可によらず、教区会の決議のみによって「特別教区会」の設置が決議されているにもかかわらず、調査時には「一般教区会」と答えている教区がある。宮川剛、前掲論文、六四頁参照。

（2）*Ibid.*, p.25.

（3）W. E. Tate, *The Parish Chest : A Study of the Records of Parochial Administration in England*, Cambridge, 2nd ed., 1951, p.19.

（4）I. Archer, *op. cit.*, p.69 ; A. Argent, *op. cit.*, p.19 ; A. McCampbell, 'London Parish', p.109. ただし、アージェントは「特別教区会」と「一般教区会」の両者を組み合わせていた教区が七教区、両者が不定期に存在する教区が二教区であるとして、「特別教区会」が通常設置されている教区は五〇教区と述べている。

（5）A. Argent, *op. cit.*, pp.38, 287(Appendix C).

（6）GLMS 4887, ff.498-499, 500-501 ; R. Brenner, *op. cit.*, pp.448-450; T. Liu, *op. cit.*, p.176. この論争が庶民院にもちこまれたのは、都市参事会員であったジョン・フォークの力も大きかったように思われる。彼はのちに市長や国会議員を務める有力者で、この教区の「三〇人委員会」のメンバーとなり、「監査委員」も務めている。

（7）GLMS 4887, ff.500-501 ; R. Brenner, *op. cit.*, pp.448-450.

（8）GLMS 4887, f.496. ただし、ペイン氏とウッド氏は、一六三八年の住民調査に記録されているので、少なくとも革命期以前からこの教区の住民であった。

（9）シンプソンについては次を参照。R. L. Greaves and R. Zaller(eds.), *Biographical Dictionary of British Radicals in the Seventeenth Century*, Brighton, 1984, vol.3, pp.176-177.

（10）R. Brenner, *op. cit.*, pp.414-415 ; T. Liu, *op. cit.*, pp.107-108.

（11）このためアージェントは、この教区を成功した二五教区に含めていない。A. Argent, *op. cit.*, p.36, 287(Appendix C).

（12）T. C. Dale(ed.), *op. cit.*, pp.49-52

（13）W. J. Harvey and C. F. H. Evans(eds.), *List of the Principal Inhabitants of the City of London 1640*, Shalfleet Manor, Isle of Wight, 2nd ed., 1969, p.17.

（14）G. W. Hill and W. H. Frere(eds.), *Memorials of Stepney Parish*,

Guildford, 1890-91, pp.189-233.

(15) T. Liu, *op. cit.*, pp.132, 135.

(16) J. F. Merritt, *op. cit.*, p.179.ウェッブ夫妻によると、二四名を定員とする教区会が一般的であったという。すなわち、教区会は「荘園裁判所」の機能を受け継いだ側面があり、その陪審の定員は一二名あるいは二四名であったからである。S. and B. Webb, *English Local Government : The Parish and the County*, London, rep., 1963, pp.178-179, 215.

(17) CWAC., F2003, ff.176, 286 ; CWAC., F2004, f.7.

(18) H. M. Colvin, D. R. Ransome and J. Summerson(eds.), *The History of the King's Works*, vol.3, pt.1, London, 1975, pp.88, 101-102, 131-132, 147.「国王の建設庁」とは、王宮や城砦の建設や維持に責任をもつ宮廷内の部署である。

(19) J. F. Merritt, *op. cit.*, pp.173-174.

(20) ジェントルマンのフランシス・ルーシー氏やウィリアム・ポウルトリ氏がその例である。五〇年代に前者の出席回数は五一回、後者は二二回であり、六〇年代になっても両者とも五七回と継続的に教区会に出席を続けている。

(21) J. S. A. Adamson, *The Peerage in Politics, 1645-49*, Ph. D. Diss., University of Cambridge, pp.88-97.

(22) S. and B. Webb, *op. cit.*, p.244.

おわりに

「統治を分かちもつ者」が市民（citizen）であり、こうしてなりたっている地域社会こそがまさに「コモン・ウェルス」あるいは「共和政体（republic=res publica）なのであった。[1] 彼らは統治し、また統治される者たちであったのである。確かに、シティでは教区・市区・街区やギルドの役員、さらに教区会や市区会の出席を通じて、政治参加の機会は多岐にわたっていた。ウェストミンスターでも、シティほど豊富ではないけれども、教区の役員の階梯を昇って教区会に入る道が開かれていた。しかし、シティでは兼任や重任が頻繁に見られ、また両者とも一人の人物が役職を長年にわたって渡り歩く例が多数見られる。したがって、「安定論」者のように政治参加の開放度をあまり誇張しないように注意する必要がある。

もちろん無給の役職につくことは、役職忌避の事例が示しているように、住民自身の負担であった。しかし、役職を忌避するのはあくまで緊急避難的なものであり、大部分の住民は役職につくという責任を果たしたように思われる。科料の高額さが証明しているように、教区の役員となりそれを務めあげることは、住民の責任であり義務であったのである。しかし、すべての住民が等しく、都合によって役職を忌避できたわけではないことにも留意しておかなければならない。さらに、役職忌避が多かったのは、シティでは「警吏」や「街路清掃委員」のような下級の役職であるのに対し、ウェストミンスターでは圧倒的に「救貧委員」であったことも、両者の地域の特徴を示しており興味深い。

確かにこのような政治参加のあり方は、教区社会の安定を保証していたようである。たとえば、表3－(B) のジョン・クーパー氏は四〇年以上の長期にわたって、下級の役員から「教区会役員」まで務めあげた。彼が教区会に出席した回数は、一五六回にも及ぶ。しかも彼

は必ずしも富裕な住民とはいえない。このような人物が革命の混乱をよそに、教区政治の日常業務を遂行していたのである。特に革命期のセント・マーティン教区では、教区会の中心の位置を占めたのが貴族やジェントルマン、宮廷の官吏などではなく、下級の役員から昇り詰めたものであったことは重要である。革命期に彼らが活躍できる機会が得られたとするならば、教区会は相対的に開かれた状態にあったといえよう。一六五〇年代に、貧民から救貧を求める請願が教区会に殺到したのもこのためであった。[2]

しかし、教区会が寡頭的・閉鎖的になり、政治参加の回路が閉ざされそうになると、住民たちは教区会に反発し、セント・ダンスタン教区に見られたように、教区会そのものの改変に踏み出すのである。すなわち、「一般教区会」の決定に基づき「特別教区会」を開放したのである。レヴェラーズのウィリアム・ウォルインも教区会の改革から踏み出した一人である。彼はセント・ジェイムズ・ガリックヒルの閉鎖的な「特別教区会」の打破に一定の役割を演じ、そこでの経験を基に市区・市・国の改革へとその範囲を広げていくのである。[3] つまり、教区での政治参加はレヴェラー運動の源泉のひとつでもあった。政治参加という政治文化は決して「安定」のみに寄与したのではないのである。このように教区社会は閉鎖的な区間ではなく、そこでの政治文化はさらに広い社会へ突き抜けていくものでもあったのである。

注

（1）M. Goldie, 'The Unacknowledged Republic : Officeholding in Early Modern England', in T. Harris(ed.), *The Politics of the Excluded, c.1500-1800*, Basingstoke, Hampshire and N. Y., 2001, pp.154-155. 今井宏「イングランド革命と国家の変容」（『聖学院大学総合研究所紀要』二二号、二〇〇一年、三七－四一頁）。

（2）J. Boulton, 'Going on the Parish', pp.27-30.前掲拙稿、二四七－二五二頁。

（3）拙稿「急進派と神の国－一六四九年の分裂におけるウィリアム・ウォルウィンをめぐって」（田村秀夫編『千年王国論－イギリス革命思想の源流』研究社出版、二〇〇〇年、七四－七五頁）。